

○厚生労働省告示第百九十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及び第二十一条第二号へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和三十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号へ、第二十一条第三号へ及び第三十条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年五月二十四日から適用する。

平成二十九年五月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

別表 第1部～第14部 (略)		別表 第1部～第14部 (略) (新設)	
第15部 追 補 (11)			
品 名	用 規 格 単 位	品 名	用 規 格 単 位
		薬 価 円	
(い)			
イソチユニゾ錠 1 mg	1 mg 1 錠		412. 20
イソチユニゾ錠 3 mg	3 mg 1 錠		544. 30
(す)			
スインゾロイク錠 0. 2mg	0. 2mg 1 錠		272. 10
(な)			
ナルサス錠 2 mg	2 mg 1 錠		202. 80
ナルサス錠 6 mg	6 mg 1 錠		530. 20
ナルサス錠 12mg	12mg 1 錠		972. 20
ナルサス錠 24mg	24mg 1 錠		1, 782. 80
ナルラピド錠 1 mg	1 mg 1 錠		110. 60
ナルラピド錠 2 mg	2 mg 1 錠		202. 80
ナルラピド錠 4 mg	4 mg 1 錠		371. 90
(に)			
ニソラーロカゾセル 2. 3mg	2. 3mg 1 カゾセル		96, 519. 00
ニソラーロカゾセル 3 mg	3 mg 1 カゾセル		123, 355. 60
ニソラーロカゾセル 4 mg	4 mg 1 カゾセル		160, 886. 00
(む)			
ムソデシンカゾセル 100mg	100mg 1 カゾセル		2, 617. 60
品 名	注 射 規 格 単 位	品 名	規 格 単 位
	薬 価		薬 価

				円
㊦	塩酸バンコマイシン点滴静注 用0.5g「HK」	0.5g 1瓶		971
	(え)			
	ザルトラツプ点滴静注100mg	100mg 4ml 1瓶		78,614
	ザルトラツプ点滴静注200mg	200mg 8ml 1瓶		153,409
	(す)			
	ステラール点滴静注130mg	130mg 26ml 1瓶		189,612
	外 用	薬		
	品 名	規 格	単 位	薬 価
	(こ)			円
	コムクロシヤンゾー0.05%	0.05% 1g		28.20

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正）

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 (略)

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) (略)

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するもの）にあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

ソバルディ錠四〇〇mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、ノピコールカプセル二・五 $\mu$ g、エクリラ四〇〇 $\mu$ gジェヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）、ハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、エクメット配合錠HD、エクメット配合錠LD、ゲンボイヤ配合錠、エピデュオゲル、ミカトリオ配合錠、ミケルナ配合点眼液、プレジコビックス配合錠、デシコビ配合錠HT、デシコビ配合錠LT、ヤーズフレックス配合錠及びコムクロシヤンプー〇・〇五%

(一) (略)

(二) (略)

別表第5

第1部・第2部 (略)

第3部

追 補

(2)

注 射 薬

改正前

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 (略)

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) (略)

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するもの）にあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

ソバルディ錠四〇〇mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、ノピコールカプセル二・五 $\mu$ g、エクリラ四〇〇 $\mu$ gジェヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）、ハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、エクメット配合錠HD、エクメット配合錠LD、ゲンボイヤ配合錠、エピデュオゲル、ミカトリオ配合錠、ミケルナ配合点眼液、プレジコビックス配合錠、デシコビ配合錠HT、デシコビ配合錠LT及びヤーズフレックス配合錠

(一) (略)

(二) (略)

別表第5

第1部・第2部 (略)

(新設)

品名	規格単位
④ 塩酸パシコマイシン点滴静注用0.5g 「TX」	0.5g 1瓶